

近世長崎における払米の構造

矢田 純子

はじめに

近世期の長崎は農業生産力が低い土地柄であり、米穀をはじめ食糧の大部分を周辺地域に依存してきた。そして、長崎をめぐる米穀需給状況やその問題点については、飢饉時の緊急廻米、酒造高制限や抜け荷犯罪など当時の長崎の社会状況を検討するなかで取り上げられてきた¹⁾。当時、長崎は貿易の窓口としての役割を担っており、都市及び貿易機能を維持するため同地への米穀供給は常に重要な課題であった。

しかし、これまでの研究で主に注目されてきたのは長崎への廻米であり、市中における供給の実態は史料的な制約もあって、万治二年（一六五九）の飢饉など一部の事例が取り上げられるのみであった。しかもそこでは町や長崎町人の階層性に関心が寄せられる傾向にあり、市中の米穀流通には触れられることは少なかった。

近年、この問題に目を向けたのは小山幸伸氏であり、氏は次の二点から市中の米穀供給について新たな側面を提示した²⁾。一つは諸藩の蔵物流通、もう一つは市中での幕府年貢米の払い下げである。しかしここでも、蔵物流通と金融との関係が分析の中心にあること、市中の払米についてはその大枠を示しているに過ぎないことから、必ずしも市中での米穀供給の基礎的な部分が解明されてきたとは言い難い。よって、払米が市中においてどのような位置を占めていたかを踏まえ

て、いま一度払米の構造を詳細に検討し、その実情を明らかにすることが必要であると考ええる。

ところで、払米の役割として最も注目されるのが米価調節であろう。他地域における払米研究においてもその役割が認識されており、米価政策の観点から払米研究の重要性が見い出されている。³⁾長崎へ廻漕された幕府年貢米は一八世紀半ばには二万六〇〇〇石余りに達し、その大半が北瀬崎入用米と称される米蔵入用米として使用され、⁴⁾全体の二割弱が払米として市中に放出された。この払米は、後で取り上げるように市中の相場の形成にも関わり、市中の米価政策においても重要な役割を果たしていたであろうことは容易に想像できる。

ただし、本稿では米相場や米価形成など数値的な分析を中心に据えるのではなく、市中の米商人の動向を分析することによって、払米の構造と機能を明らかにすることを第一の課題とする。また、そのことを通して都市長崎の特質について考察することを第二の課題とする。

なお、分析の対象とする時期は、市中で二種類の払米が実施されるようになった寛政年間（一七八九～一八〇〇）以降を中心とする。後述するが、市中の払米には幕府年貢米と囲米との二種類があり、幕府年貢米の払い下げは安永二年（一七七三）以降に確認できる形式が幕末まで継続されており、一方、囲米の払い下げは寛政年間に入ってから開始されたため、これら二つの払米が併存していた時期が一八世紀末以降となるからである。

第一章 市中における払米

第一節 払米の種類

近世後期、長崎市中では幕府年貢米と囲米の二種類が払い下げられていた。幕府年貢米は毎年一定量が近隣幕府領から長崎に納められ、一七世紀半ばの早い時期からその一部の払い下げが行われた。これに対して囲米は地役人が中心となっ

て確保に努めた備蓄米であり、寛政三年（一七九一）に開始され、これに伴い払い下げも実施された。両者の供給体制、払い下げの起源は異なるが、行政側から市中へ投下された点で共通していた。もちろん、飢饉や災害など非常時に実施された緊急廻米においても払い下げが行われていたと考えられるが、ここで扱うのは原則として平常時における払米としておきたい。

平時における市中での幕府年貢米の払い下げを確認できるのは、貞享元年（一六八四）の段階である。同年七月に老中の戸田忠政、阿部正武、大久保忠朝から長崎奉行川口源左衛門、宮城監物に対して「天草御年貢米、納銀、長崎御用二入候は、以手形可受取候、（中略）米屋見合三分一敷四分一、入札にて所払に仕候様に申渡候、（後略）」⁽⁵⁾と、天草の年貢米の一部を入札によって地払いにすることが申し渡されている。天草の年貢米は延宝四年（一六七六）から長崎へと納められるようになり、その米は先の史料に「長崎御用」とあるように、長崎奉行所関係の役料など、長崎での入用米として使用された。また当時、廻漕された天草米は年間六〇八〇〇石であり、払い下げられたのはこの量のうちの四分の一から三分の一、石数にして約二〇〇〇石に及んだ。このような天草米の払い下げは史料によると宝暦元年（一七五一）まで行われていたことが分かる。⁽⁷⁾その後、安永二年（一七七三）まで、約二〇年間にわたる払い下げの詳細は不明であるが、恐らく何らかの形で払米は継続されていたものと思われる。

幕府年貢米の払い下げの対象となったのは、幕府役人及び市中の行政や貿易を執り行う長崎町人である地役人と、米商人であった。⁽⁸⁾それぞれを対象とする払い下げが開始された時期、幕府役人や地役人に対する払米の詳細は明らかではないが、米商人に対する払い下げとしては安永二年以降、定式払い、臨時払い、腐気米・散米払いの三つが確認できる。⁽⁹⁾

これら三種類の払い下げのうち、定式払いは年間の払い下げ石数が四四〇〇石であり、安永二年以降、慶応三年（一八六七）まで続けられている。⁽¹⁰⁾安永年間当時、廻漕されていた幕府年貢米は二万六〇〇〇石余りに及び、⁽¹¹⁾この総量に対して定式払いの石数は一七%弱に相当した。

定式払いが行われたのは年間五回であり、七、八月の夏季に二回と一〇、一一、一二月の冬季に三回であった。夏季には一年のうち長崎への米の入津が最も少なく市中の米穀供給量を増やす必要があったためと見られ、一回に付き一〇〇石ずつ計二〇〇石が払い下げられている。冬季の実施は新穀が廻着して米蔵において新旧の米の詰替がなされたことが関係していたと思われ、一回に付き八〇〇石ずつ、計二四〇〇石が払い下げられた。¹²この定式払いを補う形で行われていたのが臨時払いであり、市中で米が払底した際に行われ、例年三〜四〇〇〇石が払い下げられていた。

定式、臨時払いの他に実施されたのが腐気米・散米払いである。腐気が強く米が変質した腐気米と鼠が嚙った散米は本来予定されていた用途にすることができないため、これらを払い下げて処分したものである。寛政四年（一七九二）以前は四、八、一二月の年三度実施されていたが、それ以降は月や払下石数も特に定めず、その時々々の状況に応じて行われた。元治から慶応年間の散米払いの記録では、毎回、二五石ほどが払い下げられており、他の二つの払い下げに比べると少ない規模であった。¹³

一八世紀半ば以降、米商人に対する幕府年貢米の払下量は、定式と臨時に行われた分をあわせると年間約八〇〇〇石となり、これは総廻漕量二万六〇〇〇石に対して約三割に及ぶ。長崎市中には寛文一二年（一六七二）以降幕末まで計八〇町があり、一八世紀前後には約五万人であった人口は一八世紀半ばには三万人余り、さらに一九世紀に入ると三万人弱で推移している。一九世紀半ばにかけて市中の人口を約三万人とし、年間の一人の消費量を一石として単純計算すると、この量は市中米穀需要の二六%強に相当する。¹⁴残る二万二〇〇〇石余り、及び人口として計上されていない人々による需要も含めた分については、諸藩が長崎に設置した蔵屋敷からの払米や商人米（浜米、浜廻着米、諸国廻米または諸国買入米などと称される）の販売、囲米の払い下げなどの方法で賄われていたと見られる。

囲米は、寛政二年（一七九〇）に市中で米が払底した時に備えることを目的として開始されている。その資金として長崎奉行所の八朔銀¹⁵の一部が使用され、備蓄するための粕米が購入された。¹⁶この囲米は幕府年貢米に準じ、適宜市中の米屋

に対して入札により払い下げられた。天保末頃から安政年間の例を見ると、一回につき五〇〇石程から一〇〇〇石前後と
払下石数は一定ではなく、その度に異なっていたことが分かる。また、年間の払下米総量や回数などは明らかではない
が、判明する分だけで年間に一五〇〇石から三〇〇〇石に及んでいた。⁽¹⁷⁾

第二節 米屋と入札商人

市中の米商人を対象にした幕府年貢米の払い下げは、年間の市中の米穀需要に対して四分の一強を占めている。これは
毎年一定量の米が市中に放出されていた点で、米商人にとって一つの安定的な米の供給源になったものと考えられる。

米の流通機構を見ると、生産者から消費者に至るまでに、いくつかの種類の米穀商の手を経ており、江戸や大坂のよ
うに問屋、仲買、搗米屋（小売）など、幕領米、藩米や納屋米といった米穀の種類や取り扱う産地による分業が想定され
る。もちろん、長崎においても米問屋の存在は確認できる。しかし、ほとんどの場合、史料においては「米屋」と一括し
て表現され、史料上では問屋、仲買、小売の区別がつけにくい。しかも、史料上の限界から、それらの機能を詳細に区別
することができないので、本稿では一括して「米屋」という史料用語で表現することにする。

市中の米屋のうち、一部の者が払米の入札に参加していた。彼らが入札に参加するための条件の有無については現段階
では不明であるが、入札日の触が出されたことを受けて所定の手続きを行えば応札できたようである。彼らは、史料では
「入札商人」と記されることがあり、以下でも彼らのことを入札商人と称していくことにする。⁽¹⁸⁾

では、市中の米屋と入札商人はそれぞれどのような性格を持つ存在で、市中の米穀流通にはどのように携わっていたの
であろうか。本節では文政から安政年間（一八一八〜五八）にかけての彼らの動向を断片的ではあるが整理し、この点を
検討していくことにしたい。

（一）人数と業態

はじめに市中の米屋の規模（人数）と彼らの業態についてまとめておきたい。

文政頃（一八一八～二九）の米屋の人数は一二〇〇～三〇人おり、その内五人・七人の組合を作っていたとされる。⁽¹⁹⁾この組合については、二通りの可能性が考えられる。一つは米屋全体を五人、七人ずつに分けた組合、もう一つは全体のうち五人と七人の米屋のみがそれぞれ一つずつ結成していた組合である。どちらかについては今のところ明らかにすることはできないが、後で述べるように米屋の一部が組合として市中廻着米への対応をしていたこと、払米入札へ関与していたことから、組合は後者のような形、すなわち一部の米屋たちで結成されたものであったと推測される。

その後、五人・七人組合は天保の改革に伴う株仲間解散令を受け、表向きには姿を消したようである。⁽²⁰⁾弘化年間（一八四四～四八）には「此節米屋共一纏ひニ商売し候儀御聞置御座候上者、以来組分け与申儀者無御座」と、米屋が「一纏ひ」すなわち一つにまとまって商売を行うよう聞き置かれ、それ以降組分けというものはないと、米屋の集団のあり方について記されている。⁽²¹⁾当時の米屋の総人数は分からないが、その業態として、米だけでなく雑穀も取り扱う穀物屋を兼ねる者と兼ねない者があり、販売の仕方も俵売りする者、店売り、振り売りなど様々であった。また天保一四年（一八四三）以降に商売を始めた者を「新米屋」として、それまでの米屋と分けて、当時の市中米屋の状況を調査した市中取締掛は把握している。⁽²²⁾さらに弘化年間の米屋は商売を手広く行う者とそうではない米屋と分かれ、前者が惣代となり、月番を務め、米屋たちを一つの組織にまとめていた。

続いて安政年間（一八五四～六〇）になると、⁽²³⁾

当時米屋共大小式百人余有之由、其内ニ身代厚薄二寄、一日八俵売分七俵・六俵・五俵・四俵・三俵・式俵・壹俵・半俵売与申階級を立、市中取締役方掛り乙名・日行使共者米屋頭取与も可申姿二有之、

と、当時二〇〇名ほどの米屋がいたこと、「身代厚薄」、すなわち財産の多寡によって八俵売りから半俵売りまで各階級を設けていたこと、町乙名^{おとこな}が加役として務める市中取締方掛^{にちぎょうし}や日行使^{にちぎょうし}が米屋頭取ともいふべき姿であり、彼らは米屋全体の

取りまとめを行っていた様子が分かる。

このように市中の米屋は文政年間には組合が存在し、天保一三年（一八四二）にそれが規制された後には組分けがなされないまま商売を行っていたが、実態としては弘化年間には商売の規模、安政年間には富の多少によって分かれている。さらに安政年間においては市中取締方掛乙名や日行使を頂点とした米屋の集団となっていた。米屋の集団のうち、市中の米穀流通に積極的に関与し、中心的な役割を果たしていたのは、組合または商売の規模が大きい米屋、富裕な米屋たちであり、次に米の仕入れのあり方からこの点について述べていくことにしたい。

（二）米の仕入れ

市中の米屋の特徴的な活動の一つが諸国買入米、浜廻着米、浜米など称されている長崎への入津米への対応である。その対応は文政年間には五人・七人組合によって行われ、弘化年間には商売を手広く行う米屋によってなされた。安政年間については明記されていないが、恐らく富裕な米屋が携わっていたものと思われる。⁽²⁵⁾

この一部の米屋による対応の具体的な内容は浜米の値組を行うことであり、値組みされた米は市中の他の米屋へと配分が行われていた。ただ、文政頃は様子が若干異なっていたようであり、浜米の配分が全ての米屋には行き届かないために、他の米屋たちは自ら近隣の国々へ仕入れに赴いていた。購入を手配し廻米が進む、または価格が下がる様子となると、こちらから手を出さず、米の到着を待ち、十分に安い値段で買入れるように駆け引きを行う心がけの良い米屋もいたという。⁽²⁶⁾

弘化年間には商売規模が大きい米屋が浜米を値組みし、彼らを頼って商売規模が小さい米屋は浜米を買い受けるようになる。⁽²⁷⁾ 安政年間においては「廻米着船いたし候得者取締掛乙名、米屋共江直組為致、買入、惣米屋江割渡候義ニ付、米屋共此方々買入之手そめ不致、廻着ヲ待候」と市中取締掛乙名が米屋に浜米の値組をさせ、掛乙名が購入した後、他の全ての米屋へ配分がなされるため、米屋たちは自ら米を買入れには着手せず、市中に廻着するのを待っていると述べられて

いる。⁽²⁸⁾弘化以降は文政頃のように廻着米が一部ではなく、米屋全体に配分されていたために、米屋自ら仕入れに出向かなくなったことが分かる。

注目すべきは、浜米への米屋や市中取締掛乙名の対応とその配分であり、ごく一部の米屋にその値組が限定され、少なくとも安政年間には掛乙名が浜米を購入した後に他の米屋へと配分する仕組みがあった点である。この仕組みは、米屋たちの仕入れのあり方にも変化をもたらし、自ら仕入れに精を出さない者も登場してくることになる。

以上のような、文政から弘化年間以降に見られる、米の仕入れに対する態度や浜米の配分のあり方が変化した背景には、文政一年（一八二八）の大風、天保七年（一八三六）の凶作による米払底、米価高騰への対応があった。これら時には米不足のため、市中で小売米に支障をきたすようになり、払米の価格を引き下げて米屋一同へ割り渡すように指示が出された。その後、これらの例に引き付けて米屋らは他の米屋全体へも配分を行うようになった。

（三） 払米入札への関わり

さて、払米の対象となったのは市中の米屋であり、その米屋の一部に入札商人と称される者たちがいる。文政から安政にかけての彼らの人数の変遷を見ると次のように述べられている。

文政度迄者入札商人三拾人余有之処、追々人数相減、当時二至而ハ三・四人限入札致し、直段之儀も壹番ハ三・四番迄無甲乙割下ヶ右名前之者共順二落札いたし、御払米入札ハ全手数迄様ニ成行、（後略）

史料は安政四年八月に蔵米の払い下げ価格に関して、長崎奉行水野忠徳が長崎代官の高木作右衛門へ尋ねたことに対する代官高木の回答の一部である。⁽²⁹⁾これによると、入札商人は文政から安政年間にかけて次第に減少、当時は三、四人だけが入札し、しかも落札の値段は最も高値を付けた一番札から三・四番札まで差はなく、その三、四人が順に落札する状態であることが判明する。⁽³⁰⁾

文政頃には米屋が一二〇、三〇人であったので、入札商人三〇人余りという数は、全体の二五%強に相当する。当時、

入札商人の払米入札へ関わりは「御払米入札之義者五・七人組合之外聊申合不致、互二取不被取ト申意地を立真身二成買落」と、入札においては五人・七人組合以外の者は申し合わせを行わずに、互いに真剣に臨んでいた様子が記されている⁽³¹⁾。一方、五人・七人組合では入札の際に相談を行っていたと見られ、対照的である。文政年間には払米をめぐって入札商人間で競争状態にあったために、組合は他の入札商人たちとの競争を上手く切り抜け、落札できるよう動いていたと考えられる。

その後、安政における入札商人の数は文政年間から比べると約一〇分の一も減少しており、当時市中に存在した大小の米屋二〇〇人に対しては一〜二%のごく一部に限られていたことになる⁽³²⁾。

しかしながら、文久年間（一八六一〜六三）の払米において入札数を見ると三〇枚ほどになっており、わずか数年の間に入札商人が急増し、文政頃とほぼ同じ数になったとも考えにくい。よって、安政年間には少なくとも入札商人が三〇人余り存在するものの、実質的には三、四人が入札に参加していたと考えるのが自然であろう⁽³³⁾。ただ、そのことによって払米入札が寡占状態になっていたことは明らかであり、少なからず何らかの影響が出ていたと見られる。入札参加商人の少なさの影響として最も考えられるのが、史料でも述べられているように入札価格への影響である。そこで、次章では市中の米相場や払米の値段に注目することによって、入札商人数の減少がもたらしたであろう影響について検討していくことにしたい。

第二章 払米値段とその機能

第一節 市中米相場の形成

長崎での米相場には浜相場、蔵米相場、すなわち払米相場、小売米相場の三つが確認できる。本節では市中における各

米相場とその設定のあり方、それぞれの特徴や、相互の関係、相場への市中米屋、入札商人の関与について述べていくことにしたい。

まず浜相場であるが、これは商人による仕入れ米が長崎に入津した時に設定された相場である。米の廻着を問屋から知らされたことを受けて、浜辺にて米屋が値組を行っていたことから浜相場と呼ばれたのである。浜廻着米（浜米）の対応をしていたのは前章で触れたように、一部の米屋であり、文政年間には五人・七人組合、弘化年間には手広く米屋商売を営んでいた者たちであった。ただし、史料的に浜相場の詳細については分からない。

次に蔵米相場は幕府年貢米の払い下げの相場であり、以下では払米相場（値段）、落札価格とも称している。この相場は次節で詳しく述べるが、入札によって値段が決定され、一番高い値段が落札の価格として採用された。

これら浜相場と払米相場の平均をもとに精米賃、運送費、米屋の利潤を加えて決定されたのが市中小売米相場である。この相場は享和三年（一八〇三）以降、払米値段と浜相場の平均をとり、その値段書の札を市中取締方掛から米屋に渡していたが、天保年間、株仲間解放令以降は米屋が自由に値段をつけることができたという。⁽³⁴⁾ 浜相場と払米相場は米屋から、米屋の頭取ともいべき存在であった市中取締方掛乙名に対して報告が行われており、掛乙名が監視の役目を果たしていた。⁽³⁵⁾

ここで安政二年（一八五五）における試算からその様子を示すことにしよう。⁽³⁶⁾ これは市中に隣接する三ヶ村（長崎村、浦上村淵、浦上村山里）が同じく米不足の問題を抱えており、その解決案として払米の一部を村々へ融通した場合の市中米価への影響を評価する際に行われた計算である。

一ヶ年の市中で必要とされた飯米が三万六〇〇〇石余（同年の人口は二七三七六人）⁽³⁷⁾とされ、八四四〇石（二三・四％）が「卯（安政二）年御払高」、すなわち幕府年貢米の払い下げであり、残る二七八五六石（七七・三％余）が浜米であった。⁽³⁸⁾ それぞれの値段を見ると、払米が一石につき五二匁、払米（八四四〇石）総額が四二三貫四八八匁、浜米は一

石に付き約七三匁、全体で二〇三三貫四八八匁となっている。

これら蔵米相場と浜米相場（浜相場）を平均した一石当たりの値段が六八匁二分四厘九毛三弗となり、そして三匁の「精運送賃」、すなわち精米や運送代が加えられ、七一匁二分四厘九毛三弗となる。さらにこれを九斗で割り、一升に付き七分九厘一毛六弗と市中小売米の値が計算されているが、ここに米屋が利潤を加えていたので、実際の価格はもう少し高くなったと見られる。このように払米の流通量に比して価格への影響は大きく、払米値段が浜相場よりも一石当たり二一匁安値であり、市中の小売米相場を引き下げたことが明らかになる。

なお、長崎周辺幕府領の村々が石代納を行う際の算出基準としても市中相場が用いられている。例えば天草郡の場合、長崎での相場と熊本相場との平均値に一定の増銀を加えていた。⁽⁴⁰⁾肥前彼杵・高来郡七ヶ村については一〇月一五日から晦日までの肥後高瀬・島原・上筑後・下筑後の五ヶ所の市中蔵米（新米）相場に肥後熊本新米相場を加え、それらの平均を基準とした。市中に隣接する長崎村と浦上両村の場合は、肥前上・中・下米の一一月中の市中新米値段平均を使用した。⁽⁴¹⁾この市中相場書は穀物問屋から町乙名を通じて提出され、そこでの値段は浜相場であった可能性が十分に考えられる。

さて、話を先の三つの相場に戻すと、次の点が注目される。市中小売米相場が浜相場、払米相場で決定されており、そのうち浜相場、払米相場双方の設定に関わったのはごく一部の米屋であった。しかも、大抵の場合、浜相場設定を行った米屋と入札商人である米屋は同じ者たちが兼ねていたことを考えると、市中の米相場には入札商人の意向が大きく反映されていたといえることができる。それでは、入札商人がどのような意向を持って値段設定を行っていたのであろうか。先に述べたように浜相場については具体的な数値が分からないので、もう一方の払米相場に目を向けることによって考えていくことにしたい。

第二節 払米値段

払米が落札される際は、入札商人が入札の際に記した価格のうち基本的に一番高い値段が採用されていたが、時にはそうならない場合もあった。以下の史料を見てみることにしたい。⁴²⁾

瀬崎御米藏御払二付、商人共入札直段之儀市中相場二見合高下有之候而も、於私方不及吟味相伺候仕来二候哉心得方
可申上旨、御達之趣承知仕候、右御払米入札之儀、天明元丑年私掛り被仰付候以来、^①天明・享和・文化度落札直段
下直二付、直増之儀吟味仕申上候儀も有之、其後文政度之義ハ申上候程之儀も無御座候処、天保七申年米価相進候
砌、諸国廻米払底二而、市中小売米直段引上候付、為御救臨時御払可致旨御達二付、^②同年七月商人共入札いたし落
札直段を以相伺候処、高直二付式番札直段を以、米買入方掛のもの江為買請、落札主ハ勿論米屋共一同江割渡、諸国
買入米江融通いたし、相当直段を以未々之もの江売渡方行届候様取斗、入札ハ流之積可相心得旨久世丹後守殿御達有
之、

史料は安政四年（一八五七）に払米値段に関する、長崎奉行水野忠徳と代官高木作右衛門とで交わされたやり取りの中で、天明年間以降の落札値段の傾向について代官が述べた部分である。これによると、入札商人がつける入札値段は市中相場に対応して上下しても、詳しく調べずに（勘定所へ）伺いをたてる仕来りであったという。また、長崎代官が払米の掛となった天明から文化年間（一七八一～一八一七）にかけて、落札値段が低いために、値段を上げる吟味も行われていた。文政年間には値段に関する吟味もなかったが、天保七年（一八三六）に米価が高騰し、諸国からの廻米もなく、市中の小売り米相場も高くなったため、臨時払いを行うよう達があったという^①。そこで行われた七月の入札での値段を勘定所へ伺ったところ高値であったため、二番目に高い札の値段で米買入を担当する乙名に購入させ、その米を落札主（一番札の者）と米屋たち一同へ渡すことにし、それを諸国から購入した米に反映させて相応の値段で販売し、その時の入札は取りやめられる予定であると久世丹後守から達しがあったことが述べられている^②。

この記事からは天明以降天保年間までにおける、落札値段が高下した場合の長崎代官側の対応を知ることができる。落札が安い値段の場合には値段引き上げの吟味を行い、適正な価格での落札を促している。もちろん、市中の米価調節の観点から、安い落札価格は大いに歓迎されたと考えられるので、この措置は矛盾しているように見える。しかし、不当に安い落札値段は「御不益」、すなわち利得にならないとして長崎奉行や長崎代官は対応を迫られていたという事情があった。⁽⁴⁴⁾この利得は、幕府へと納入される米代銀に関するものであったと見られる。当時長崎への幕府年貢米については、その代銀を幕府御金蔵へ納める必要があり、代銀は長崎での払米価格と市中米価をもとに決定されていた。すなわち、幕府の利益においては安値での落札価格は不都合であるが、米価は市中の気風にも関わるので容易には落札価格を増加することはできず、長崎代官、長崎奉行はそれを問題視していたのである。

また、市中米価の高騰を抑えるために、高値の落札価格への対応を行う必要もあつた。米が払底するなどの影響により、落札価格が高値となる場合には二番札での値段にて担当の乙名が一旦買い上げ、それを落札主や米屋へと配分するようにして、市中小売米価格の安定を図ろうとしていたのである。

天保年間に落札値段を引き下げるといふ対応を行つてから、安い値段での入札が行われるようになったようである。先に述べたように、安い落札価格が必ずしも歓迎されていたわけではなく、長崎奉行、長崎代官は安値の傾向を問題として捉え、長崎奉行荒尾成允が安政四年（一八五七）一〇月一日に入札商人に対して次のように申し渡している。⁽⁴⁵⁾

当所御蔵御払米之儀、天保度違作之節一時直段引下ケ方及沙汰候ニ、其後いつとなく不都合之入札致候様相流、以之外之儀ニ有之候、乍去是迄之儀ハ格別之宥免を以吟味之沙汰ニ不及候間、以来正路ニ入札可致候、万一心得違不都合之入札いたすにおいてハ米商売不致もの共ニ而も届之もの江入札致し為直、其節之落札ハ不取用、其上ニも不分明ニ候ハ、在方之もの共迄入札為致、不相当之入札いたし候もの共ハ急度沙汰可及候間、其旨米屋共江可申渡候、

ここでは天保年間の不作の際に一時期値段引き下げの吟味が行われていたが、その後いつということもなく不当な安値

での入札をするようになったといい、万が一このような入札が今後行われた場合には、米商売以外の者でも届け出を行った者たちに入札をやり直させ、先の入札は採用せず、そこでも紛らわしいことがあれば、在方（市中隣接の三ヶ村）の者たちにも入札をさせ、不相当の入札をして者たちは厳しく処置するということ内容である。

注目されるのは長崎奉行らが「不都合」と認識していた状況であり、入札商人が「正路二入札可致」、つまり正直に入札すべきところ、市中の相場とは見合わないような低い値段で入札する状況であった。これは安政当時、入札商人が三、四人に限られ、その者たちが順番に落札をしていること、その値段もあまり差がないように付けられており、彼らが比較的安値を入札の際に記していたことと関係していたと見られる。

それでは実際に落札価格はどのような推移を示していたのであろうか。天保から安政年間にかけて十数年間にわたる傾向を「天保十五年御払米根証文奥印帳」⁽⁴⁶⁾（以下、「奥印帳」と記す）から見えていくことにしたい。

この史料は天保一五年（一八四四）五月から安政五年（一八五八）八月までの一五年、約八〇件の幕府年貢米や囲米の払い下げに関する奥印帳である。ただし、桶屋町の乙名を代々務めた藤家の史料群に含まれるためであろう、同町の町人が関与した事例のみが記されている。すなわち市中での払米全体を把握できるものではないが、この時期の払米に関する、まとまった貴重な史料といえることができる。

「奥印帳」をもとに、代銀が判明する三八件の払米における一石当たりの落札値段を示したのが【第Ⅰ表】である。表によると全体の傾向として①嘉永四年（一八五一）七月頃までは六〇匁前後の時期、②同五年以降、安政四年（一八五七）七月までは五〇匁前半で推移する時期、そして、③安政四年一〇月に突然高騰する時期、以上三つの時期に分けられる。

まず、①の時期では五〇匁後半、六〇匁となっているが、弘化三年（一八四六）四月、嘉永元年（一八四八）十一月、同二年二月、同三年二月はその前後の払米と比べると高く、七〇匁に近い。弘化三年は米不足などの記録もなく、原

因は不明である。ただ、四月であり、臨時払米と見られるため、市中で流通する米穀が少なくなっていたことが考えられる。嘉永元年、二年については新穀が出回っている時期で、比較的流通量はあったと見られるので、直接的な原因は分からないが、入札商人たちによる競り合いがあったのかもしれない。嘉永三年一二月はその年の不作を受けて、市中で米が不足気味になっていたこと及び米価の高騰が影響して、入札においても高い値段となったといえる。なお、当時の市中相場は嘉永二年は一石に付き銀一二〇目から一六〇目の幅がみられ、同三年には一石一六〇目であるので、それらと比較すると五五匁から九〇目近くも低く払米の値段が抑えられていたことになる。⁴⁷

続いて②嘉永五年から安政四年七月までは一時的に六〇匁を超えるが、その多くが一石に付き五五匁を下回っている。そして注目すべきは③安政四年一〇月以降の変動である。それまで五一―三匁であったのに対し、一〇月には九三匁、一月は約七二匁となり、翌年には八〇匁を超えているのである。先に触れたとおり、長崎奉行荒尾から同年一〇月一日に不都合な入札を戒めるよう申し渡されているので、この値段は七月から一〇月の間に徐々に上昇したというよりむしろ、申渡し直後の入札において突如跳ね上がったと考えることができる。長崎奉行は市中の小売相場と見合わない低価格による落札を問題にし、そのような状況で入札が続けば払米入札に米屋以外の者たちの参入も容認する旨を述べていた。つまり、市中小売相場と差の大きい落札価格が改善されなければ、これまでの入札を担ってきた入札商人以外の者たちも払米に参加する事態となる。そこで、このように他者（市中の米屋以外の者）が入札に参加することを阻止するためにも、入札商人たちは申渡し後に行われた入札において、相応の落札値段をつける必要に迫られ、そのことが先に示したような極端な値段の上昇につながったと見ることができよう。

以上のことから、市中での払米相場は米価調節という本来の役割を離れ、入札商人たちにとって積極的な意味、すなわち落札価格を不当に安くすることで代銀支払いの負担を抑えようとした商人としての思惑が大いに反映されたものになっていたといえる。また、払米では競争入札の原理が用いられていたが、安政年間頃の入札での価格、市中の米相場をみる

と入札商人が互いに競合していたとは考えにくい低い値段であることが分かり、逆に言えば競合する必要がなかったのではないかと考えられるのである。前章で見たように、文政頃は入札商人三〇人ほどで競り合いになったと見られ、彼らは真剣に入札に臨んでいた。ところが、安政年間には入札商人が三、四人となり、払米入札が寡占状態になっていたのである。もちろん、彼らとしては落札のためには最も高い値段を付ける必要があるが、そのようにすると入札商人自身の経営を圧迫することも有り得るのであり、そのことを避け、利益を確保するために事前の調整が重要であったと考えられる。つまり、入札商人は寡占となっている状況を活用して、値段や彼らのうちの誰が落札するかについて申し合わせを行い、その結果が安い落札値段となって表れていたと見ることができよう。

第三章 払米取引の実態

第一節 払い下げの過程―落札手続き―

前章では払米が市中の米価調節の役割を果たしていたこと、しかし安政年間になるとその従来の役割を超えて、少人数の入札商人による意向を反映して、値段が設定されていた様子が明らかになった。本章ではこのような少数の入札商人による、しかも低価格での落札が可能になった背景を考えるため、払米取引がどのような仕組みで行われていたのかという点に注目してみたい。

はじめに述べたように、市中の払米に関しては小山幸伸氏による研究がある。氏は払米の手順や決済方法に注目して払米を概観しているが、取引の実態については触れていない。⁽⁴⁸⁾しかしながら、払米の取引実態を詳細に見ると、二種類の取引が実施されていたことが分かる。その一つは落札であり、もう一つは落札高のうち一部を「相除申候」、「除取申候」など「除」と表現される場合である（以下、その行為を除と称することにする）。これら落札と除が少人数による払米

入札、そして低い値段による落札を可能にし、促進させていたと考えられるのである。

そこで以下、本節では落札、次節以降では除について注目し、落札と除が異なるもので、どのように機能していたか、その中での入札商人たちの動向を検討していくことにする。

まず、落札に至る手続きを具体的に見ることにしよう。⁽⁴⁹⁾ 払米は天明以前は長崎を実質的に統轄していた町年寄が、天明元年（一七八〇）以降は長崎代官が管理し、さらに各町の乙名のうち月役乙名がその入札事務を取り扱っている。⁽⁵¹⁾

入札の二日前までに、江戸町・東築町・西浜町の三町の乙名から市中米相場書が町年寄へ提出される。市中相場は町年寄から長崎代官へと報告され、それをもとに長崎代官から勘定所へ入札日の伺いが行われる。その後、長崎代官と町年寄との話し合いにより、町年寄から市中へ触が出され入札日が告知される。これを受けて、参加を希望する入札商人は居住する町の乙名を通じて乙名頭取・年番乙名・月役乙名へ届けを提出し、さらにこの届けは月役乙名から町年寄へ、さらに町年寄から長崎代官へと提出された。⁽⁵²⁾

入札の前日には、入札商人によって払下米の見本（手本米）の確認が米蔵（享保期以降は南瀬崎、北瀬崎、新地の三ヶ所のいずれか）にて行われる。⁽⁵³⁾ 当日、入札商人は即銀納（五日以内に代銀を上納、即納ともいう）、三〇日延納（三〇日のうちに代銀を納入）それぞれの場合の米代銀を認めた札を五つ時まで米蔵へ持参する。その際、商人は月役乙名を同伴して入札を行い、後で札が扱われる。

以上が札披きまでの流れである。それ以降の入札商人の手続きは、「奥印帳」にある嘉永三年（一八五〇）一〇月の事例から具体的に見ていくことにしよう。この時は豊後米一〇〇石と筑後米七〇〇石の合計八〇〇石が払い下げられ、桶屋町茶屋巳之助が落札している。⁽⁵⁴⁾

入札の後の札披きを終えて、茶屋巳之助は一〇月二四日付で以下の覚を桶屋町役場に提出している。

覚

一、豊後米百石

三拾日延納之積ニ而一石ニ付一ノ銀共

代銀七拾弍匁七分二厘替

一、筑後米七百石

右同断ニ付

代銀七拾匁七分替

右之通此度御払米入札仕候処、私義札高二相成申候間御届申上候、随而落札ニ被仰付候節者何卒宜敷奉願候、以上

嘉永三年戌十月廿四日

茶屋巳之助 印

御役場

覚には入札した銘柄と石数、代銀支払いの方法、一石当たりの代銀を一ノ銀とともに記し、茶屋巳之助本人が入札の結果、一番高い値段を付けていたこと、落札が言い渡された時のことを届け出ているが、この段階では巳之助の落札が確定しているわけではないことが分かる。⁽⁵⁵⁾

札披きした後すぐに落札主が決定されなかったのは、長崎代官が入札で記された値段をもとにして勘定所へ伺いをたて、落札主、価格、納入方法（即納か延納）を決定していたからである。原則として、最も高値をつけた一番札の者がその値段で落札することになっているが、一番札の値が特に高い場合などは価格や払下方法の調整が行われていた。

先の届けを茶屋巳之助が提出してから二日後、一〇月二六日には代官所から桶屋町乙名に対して、巳之助を米蔵へ召し連れてくるようにとの呼出状が届いている。この二日間に代官―勘定所間でやり取りが行われ、札に記載された値段で巳之助が落札することが了承されたのであり、彼が乙名と共に米蔵へ参上した際に落札主へ決定した旨が長崎代官から申し

渡されたと見られる。

落札主となった茶屋巳之助は、代銀支払いのための書類を準備する。先に触れたように入札の際に商人は即納と延納のそれぞれで支払う場合の代銀を認めており、落札が申し渡される時にどちらによる納入かということ及び価格が示される。そして延納の場合には一〇日以内に家質根証文と米代銀証文の二種類の証文を提出しなければならなかった。巳之助は代銀の三〇日延納が認められた上で、落札が言い渡され、これら二通の証文を一月二日に提出している。

家質根証文では、払米を落札した際、落札主は期限内の米代銀の支払いを保証するべく家屋敷を担保に入れておき、万が一支払いが滞った際にそれらを払い下げて支払うようにする旨が述べられ、そこには家質となる家屋敷の所在地、箇所数、間口、持ち主とその代銀が記されている。⁽⁵⁶⁾なお、落札主は米の受け取りから三〇日以内に米代銀を支払わなければならない、代銀が遅滞なく支払われると家質根証文に消印がなされ、証文は効力を無くした。

この家質根証文と併せて提出されたのが米代銀証文である。この証文には落札した払米の銘柄と石数、その総額と一石当たりの値段、代銀支払いを確実にすべく家質根証文を差し出したこと、念のために親類から保証人を立てることが記され、請人の連印が加えられている。この茶屋巳之助の落札に際しては彼の実弟である、本大工町居住の古賀作蔵が保証人となっている。

家質根証文と米代銀証文を提出してから五日後、一月七日には豊後米一〇〇石(二二一俵余り)、筑後米七〇〇石(二二九俵余り)が巳之助に引き渡された。その日から三〇日以内にあたる二月七日には落札した米代銀五六貫七六二匁が上納されている。⁽⁵⁷⁾これを受けて、二月一六日に家質根証文、米代銀証文双方の証文に消印がなされた。

以上のように入札日から証文消印までを通して見ると、五〇日余りで落札の手続きが進められたことが分かる。入札が行われ、札披き後、一番札の入札商人は札高になった覚を町役場宛に提出し、落札が決まると五日余りで落札主は家質根証文、米代銀証文を準備、長崎代官(圃米の場合は町年寄)宛に提出している。米を受取後、その届を提出し、三〇日以

内に代銀の支払いを終え、米代銀上納の届を提出、それから一〇日で家質根証文に消印がなされた。

落札の手続きを見ると、落札主（一人の入札商人）と代官や町役場とのやり取りで完結しているように見える。しかし、落札米のうちの一部を「相除」とあるように、落札に伴って行われていたのが除であり、除は払米を構成する要素であったということが出来る。そこで次節では除の具体的な仕組み、構造及び取引の実態を説明することによって払米全体の構造を検討していくことにする。

第二節 除の構造

払米に際して行われた落札と除にて、除を行った人物は「御米除主」のように除主と呼ばれることがあった。数々の証文を見ると、安永六年（一七七七）の家質根証文において除の文言が出てきており、この頃には既に除が行われていたことが分かる。

手続きでは、落札の際に作成されたような届や米代銀証文に相当するものは確認できず、家質根証文からのみ除が実施された状況が判明する。「奥印帳」についても同様で、収録されているのは除主から提出された家質根証文のみである。また払米入札の規定の中には除について記された条項を見いだせず、長崎代官（囲米の場合は町年寄）による払米管理とは別に、内々に実施されていたと見られ、落札とは手続きや構造の点で異質のものであったことがうかがえる。

さて、除は掛役人や入札商人によって行われており、これら二つの除の関係は明らかにできていないが、以下に両者の概要を示すことにしたい。

（一）掛役人による除

掛役人による除は、地役人対象に行われていた払米の中で実施されていた可能性が高い。そのため入札商人を対象とした払米と異なる点を考慮しなければならないが、概要と実施された背景については入札商人の除を考える上で参考となる

ので示しておきたい。⁽⁵⁸⁾

(前略) 取締方掛乙名を始、米二掛リ候役人共除米与申、御払米之内数拾石買請候由、是ハ浜相場・御蔵米平均二而小売直段ヲ極、成丈小売高く不相成様差略致候二付、浜相場直段高く候得者御蔵米を安く入札いたし候二付、御蔵米之方格別安直段ニ相成、銘々申請候得者ハ徳分ニも相成候間、次第ニ除米俵数相増候事ニ成行、(後略)

記事によると、市中取締方掛乙名や米に関係する掛の役人たちが除米と称して、払米のうち数十石を買い受けているといい、その理由として市中の小売米相場が挙げられている。小売米相場が浜相場と蔵米(払米)相場の平均で決められていることから、払米相場と市中小売米相場との差額が役人たちの得分となるのであり、その結果、次第に除米の俵数が増加したことが述べられている。先に例示したように、安政二年(一八五五)には蔵米相場が浜相場と一石二〇匁以上の差があった。諸雑費を加えた市中の相場と比べても一石当たり一九匁余り安くなっており、差額の大きさが分かる。掛役人による除では誰からどのように買い受けていたかなど、具体的な点は分かっていないが、掛役人たちにとって安値での入札が歓迎されていたことが大いに想像される。

「除」の呼称やその仕組みは、長崎で実施された貿易システムに由来していたと考えられる。⁽⁵⁹⁾長崎では長崎奉行をはじめ一部の地役人が輸入品に対して、元買い値段(仕入れ価格)で購入できる権限があり、そのことを「除き物」と呼んでいた。これは役人らが地位を活かして、自らのために行ったものであり、正徳新例においては市中のためにはならないので、停止するか、数を減らすように規定された。⁽⁶⁰⁾掛乙名たちによって実施された除米も払米を落札の値段、言わば仕入れ価格にて買い入れていることから、一種の「除き物」として行われていたといえ、自らの利益のために行っている点でも共通している。当時の長崎において、このような除と称される取引が他にも存在した可能性もあるが、現時点では不明である。いずれにしても、その名称が独特であり、貿易業務を行っていた長崎の特質を表していたことを指摘できるだろう。

(二) 入札商人による除

除は安永年間（一七七二～八〇）には既に実施されているが、史料的に入札商人による除の事例が多く確認できるようになるのは、一八世紀末、寛政年間頃からである。その背景の一つには以下に示す桶屋町の茶屋家のように、一九世紀頃を境に台頭してきた入札商人の存在があったと考えられる。⁶¹

茶屋一族は安政年間の史料によると、初代吉蔵が年代は不明であるが大村町から桶屋町に移り、それ以降二代吉蔵、三代吉郎次、四代甚四郎、当代甚四郎へと続いている（第Ⅰ図）⁶²。その中で当代甚四郎に当たる、茶屋巳之助は文化一五年（一八一八）に生まれ、父の死後、嘉永四年（一八五二）に父の名を継ぎ、甚四郎と改名している。⁶³ もとは小笠原という苗字を名乗っていたとされ、彼の商売について以下のような記述がある。⁶⁴

桶屋町

ケ所持 茶屋甚四郎

右之もの米店売又者両替渡世二而、豊後国臼杵并佐伯用達相勤罷在、近来鍋釜類鑄物仕入相始候由、然処鑄物出来方悪敷、追々勘定不宜候間、見合度候得共、地かねなど買入居候二付筒類鑄立候由、（後略）

史料は安政四年（一八五七）に茶屋甚四郎が筒砲を献上した際に作成されたもので、彼は米を店売していることに加え両替業を行い、豊後国臼杵藩や佐伯藩の御用達も務めていたこと、安政頃には鑄物などの仕入れを始め、手広く商売を営んでいたことが判明する。⁶⁵

茶屋吉蔵の父吉左衛門は、明和三年（一七六六）の年末に豊後国佐伯藩の銅山用事につき同藩役人から呼び出しを受けると、佐伯藩の銅山事業に携わっていた。⁶⁶ また吉左衛門の息子吉次郎（吉蔵の兄、天明五年吉左衛門を襲名）は商売に精を出していたようで、寛政四年（一七九二）にそぎ板の仕入れ資金として長崎の産業調方より銀四貫目を拝借している。

そして同家の払米入札への参加は遅くとも一七八〇年代末には始まる。寛政元年（一七八九）には茶屋吉蔵（二代目）が豊後米八〇〇石を落札し⁽⁶⁷⁾、その後も彼は文化七年（一八一〇）一二月までに幾度か払米を落札していた。吉蔵の息子、甚四郎や次の代の巳之助も入札商人として積極的に払米取引へと関与している。

このように桶屋町茶屋家は寛政年間頃から活動が目立つようになり、両替商としても活躍するなど多方面に商売を展開しながら資金力を蓄え、米屋商売も行っていたと見られる。長崎では一九世紀に入り、文化年間には天草の石本家のように、長崎に出店し、商売を拡大する新興商人の活躍も目覚ましかったといわれている⁽⁶⁸⁾。他の入札商人についての詳細は現在のところ不明であるが、新興商人が勢力を拡大していた当時の長崎の状況下、桶屋町茶屋家のように一九世紀前後から活動を活発化させ、払米取引へと関わるようになる者たちもいたと考えられる。

さて入札商人による除に話を戻そう。具体的にどのようなことが行われていたのか、ここで弘化二年（一八四五）三月に桶屋町巳之助が落札し、それを同町政之助が除いた事例から大枠を示しておくことにしたい。なお、苗字は天保一三年（一八四二）一二月に町乙名以下の者が称することが禁止され、弘化三年（一八四六）閏五月に解禁されており、巳之助は先に挙げた茶屋巳之助、政之助は後に松本政之助として出てくる人物である⁽⁶⁹⁾。その際の家質根証文には「此度御払豊後米百石・筑後米千石当町巳之助落札仕候二付、私（政之助）儀石高之内式百八拾石余相除申候」と巳之助が落札した豊後米一〇〇石、筑後米一〇〇〇石の内から政之助が二八〇石余を「相除」いたと記されている⁽⁷⁰⁾。政之助は同証文において二八〇石に対する代銀支払いを確実にを行う旨を述べ、代銀に相当する家質を差し出していることから、彼はその二八〇石を買入れたと考えることができる。すなわち、除はある人物が落札した払米の一部を別の人物が買い受けることであった点が判明する。

代銀に関してみると、除では落札のように入札によって値段が決められてはいなかったようである。今のところ、除代銀が明確に分かる史料はないが、先の弘化二年三月の事例では家質根証文などをもとに次のように計算される。この時の

落札の値段は一ノ銀を含めて一石当たり豊後米が五七匁五分七厘、筑後米が五六匁五厘五毛となっている。そこで二八〇石分を計算すると、筑後米のみの場合は一五貫六九匁四分、豊後米のみでは一六貫一九匁六分となる。代銀はこの間であり、さらに政之助が提出した家質根証文では代銀一五貫七五〇匁に相当する家屋敷が引当となっているので、それを超えない範囲であったと見られる。これらのことより、二八〇石の内訳が筑後米二五〇石、豊後米三〇石程度であったと推測されると同時に、除の代銀については落札の際とほぼ同じ価格に設定されていたことが考えられる。

このように入札商人による除には、落札米の一部を買い受ける点やその値段が落札米のそれとほぼ同じであった点で掛役人による除との共通点を見いだせる。そして除の代銀からは、落札米との差額を利用した転売のために実施していたとは考えにくく、後述するように別の目的を以て行われていた可能性が高い。

それでは除の石数や割合、落札主、除主との関係はどのような傾向が見られたのであろうか。【グラフⅠ】は「奥印帳」をもとに天保末年から安政四年にかけて、桶屋町の茶屋巳之助が行った除四五件における、払米石数に対する除の石数とその割合を示している。

茶屋による除の石数は落札石数によって変動し、一二〇石前後から四四二石まで幅があり、平均すると二〇三石余りとなる。割合で見ると嘉永二年頃までは落札されたうちの二割五分から二割の間で、嘉永二年末から同五年前半にかけては二割強で推移している。それ以降は二割五分を超え、安政年間には三割強と、段階的に増加していく傾向にある。

一方、松本政之助の場合は四件と事例数が少なく変遷を追うことは難しいが、その割合は二割から四割とその都度高下しており、茶屋のように次第に増える傾向にはなかった。

次に除主と落札主とに目を向けると、「奥印帳」では桶屋町町人が落札、除に関与した場合のみ証文が収録されているため、同町以外の者が除主になった事例は確認できない。なお茶屋巳之助と松本政之助が、どの落札主から除いたか、及びその回数を示したのが【第Ⅱ表】である。表には苗字を称することが禁止されていた時期が含まれているが、新左衛門

は江上新左衛門、与八は池嶋与八又は池嶋屋与八のことであり、さらに池嶋屋与八と池嶋屋与八郎とは同一人物であった可能性が高い。また梶林太郎は屋号が米屋であったと見てよいだろう。

この表で注目したいのは、茶屋巳之助が池嶋与八、梶林太郎との間で行った除取引の回数が突出して多い点である。巳之助（のち甚四郎）は七名の落札主から合計四五回の除を行い、その中でも西中町池嶋与八（池嶋屋与八郎）からは二一回と半数近くに及び、その他同町梶林太郎からは二一回となっている。茶屋巳之助が落札主となり松本政之助が除主となる場合と、その逆に政之助が落札し、巳之助が除く場合があるので、「奥印帳」からは明らかにはできないが、茶屋が落札した場合には恐らく、池嶋や梶らが除いていたと考えられる。それを含めると茶屋、池嶋、梶による落札、除取引の数は増え、除がある程度決まった人物の間で実施されていたといえることができる。

なお、天保一五年（一八四四）五月の事例を見ると、銅座跡新左衛門が筑後米一二〇〇石を落札し、それを政之助が五〇〇石、巳之助が一五五石除いていることが分かる。つまり、一件の落札に対して除は複数件実施され、そこには何名かの除主が存在していたと見られる。

「奥印帳」から数えられる一年間の払米の件数とその年の落札主の数、茶屋によって行われた除石数の割合の平均を示すと【第Ⅲ表】となる。もちろん、市中全ての払米ではないことを考慮しなければならないが、嘉永五年（一八五二）頃から安政二年は茶屋の落札頻度が高くなり、西中町の梶か池嶋と交互に登場している。除石数の割合を見ても、ちょうど時期を同じくして落札石数に対して二割弱（嘉永四年）から二割五分近く（翌五年）へと増えており、入札商人の少人数化、落札主の固定化に伴って除の石数の増加と関連していると見てよいであろう。

第三節 除の実態

以上の考察によって、除はある人物によって落札された米を別の人が買い受けることであり、一人の落札主に対して除

主が複数人いること、特定の人物同士が落札主と除主になっている様子が明らかになった。

それでは、なぜ落札に伴って除が実施され、そのことは入札商人たちにとつてどのような意味を持っていたのであろうか。この点について除の実態を検討することで考えていきたい。先に述べたように除では家質根証文から、落札米のうちの一部を買い受けていた状況を読み取れる。しかし、現在のところ、同証文以外に除の取引を明確に示す史料を確認できないので、以下では一つの事例を示すことにしよう。

取り上げるのは、安政元年（一八五四）一二月の豊後米八〇〇石が落札された一件であり、そこでの落札の経過は次の通りである。一二月一日に行われた入札の結果、桶屋町茶屋甚四郎が一番札となり、一二月三日に長崎代官所から桶屋町乙名宛に甚四郎の呼出状が届き、落札の旨が申し渡された。落札の値段は一ノ銀を含めて一石あたり五二匁五分二厘、総額四二貫一六匁に及び、一二月三日に甚四郎は家質根証文と米代銀証文を提出、一二月一七日に米を受け取っている。彼がいつ代銀を支払ったかは不明であるが、家質根証文では三月一二日、米代銀証文では三月九日に消印が行われているので、三月九日までは支払いが終了していたと見られる。

この一件に注目したのは次のような一紙が残されているからである。

豊後御米八百石

代銀四拾貳貫拾六匁

内

拾四貫目 茶屋

拾三貫目 梶

拾三貫目 池嶋

貳貫百目 高倉

木村

ノ四拾貳貫百匁

史料からは豊後米八〇〇石の代銀四二貫一六匁を茶屋本人、梶、池嶋、高倉と木村に分けたであろうことが読み取れる。ここには除を直接的に示す記述は何もないが、以下の三点からこれが除と関連していた可能性が高いといえる。

一点目は記載された人物の関係である。この史料には梶や池嶋、高倉や木村とあり、彼らは西中町の梶林太郎、池嶋与八、本石灰町の高倉(屋)与兵衛、西浜町の木村宗兵衛に比定される。西中町の梶林太郎や同町の池嶋与八(池嶋屋与八郎)と茶屋甚四郎とは先の表で示したように、梶、池嶋がそれぞれ落札した際に茶屋が除くケースが頻繁に確認でき、彼らは落札、除を通した結びつきが強いこと、そして、茶屋甚四郎が落札し、梶、池嶋がその一部を除くこともあり得たと十分に考えられるのである。

二点目は落札代銀の内訳として、それぞれに記されている代銀についてである。これは総額四二貫一六匁から各自に割り当てられた代銀であったと考えられ、その割合は茶屋が三三・三%、梶と池嶋が三〇・九%ずつ、高倉、木村組が四・九%となる。代銀の負担の割合は当時実施されていた除の割合とほぼ同じである点も注目される。ここで先に示した【グラフ一】における茶屋による除の割合、石数に注目すると、嘉永末年から安政年間には約三割と、梶や池嶋が請け負ったであろう金額とほぼ一致し、除との関連性が強く考えられる。

三点目は代銀の負担のあり方である。これは落札米の一部に対する負担、つまりは落札米を購入したと捉えることができるのではないだろうか。代銀四二貫一六匁の割り付けが落札米の一部に対する支払いと考えると、その負担に応じた豊後米八〇〇石の分配も含まれていたと考えられ、その石数は茶屋二六六石、梶と池嶋が二四七石ずつ、高倉・木村は二人で三九石余りとなる。このことは落札主茶屋以外の梶、池嶋たちにとっては一部の落札米の買い受け、すなわち除を意味していたと見られるのである。

これら三点をもとに除の取引を考えると、【第Ⅱ図】のように示すことができる。豊後米八〇〇石が入札に付され、長崎代官から払い下げられる。そこで茶屋甚四郎が落札し、代銀の支払いと米の受け取りは茶屋が長崎代官との間で行う。実際にはその代銀を落札主茶屋と他の四名（梶、池嶋、高倉、木村）で負担する形であり、米も配分されていたと考えられ、最終的に茶屋の手本に残るのは、一四貫目分の豊後米であったと見ることができよう。ただ、ここでは、茶屋以外の者については代銀の支払い、米の分配については破線矢印で記した。⁽¹⁾

注目したいのは代銀の負担のあり方が手続き上と実際とで異なっている点であり、ここに除の一つの実態を見いだすことができよう。落札の手続きにおいて、落札主である茶屋甚四郎が落札米代銀全額を長崎代官へ支払う形を取っているが、その内実は茶屋と梶、池嶋らで代銀を負担するものであったと見られる。よって、除は落札主と除主が落札米代銀を負担することであり、それが結果的に落札米の一部を買い受ける構造になっていたと考えることができる。

ただ、そもそも落札米代銀を共同で負担するのであるなら、なぜ複数人で落札せずに、一人だけが落札主になったのであろうか。そして、入札商人にとって除が行われる意味はどこにあったのであろうか。

一点目について、払米手続きとの関連が考えられる。落札では入札商人が各人の所要石数に対してではなく、払下全石数に対して入札を行い、一人が一括して払米を請け負っている。⁽²⁾つまり、市中での払米は各々が入札することが原則であり、もし複数人で落札する場合にはその者全員が同じ値段を付ける必要があったと考えられる。しかし、それでは事前の申し合わせが明らかとなり、規制の対象となりうるばかりでなく、第三者の入札商人によって落札される危険性もはらんでいた。

二点目については、落札主、除主それぞれの立場から、そして両者に共通した意味があったと考えられる。

まず、落札主にとっては落札米代銀の全額支払いという大きな責任が伴うが、除によって除主それぞれが代銀の一部を請け負うことになり、米代銀の調達の手助けとなった。そして一括して落札した払米の引受先を、米を受け取る前の段階で

決めることができた。

そして、除主にとっては払米手続き、払米入手の二つの面から利点があった。第一に前述の通り、落札の場合には五種類の書類を整え、長崎代官（又は町年寄）や町役場に提出していたが、除においては家質根証文の一種類が作成され、基本的に町へ提出されていた。このことから、入札商人一人が落札主となって複雑な落札手続きを行い、残りの者は除を行うことよって手続きを簡略に済ませることができた。第二に除は払米の確実な入手方法であったという点である。払米は毎年必ず一定量が市中に放出されており、入札商人にとっては格好の米の入手機会であった。除を行い、落札米を実質的に共同負担にすることで、無暗な競争入札を避け、落札（場合によっては入札）せずとも、一部の払米を手に行うことが可能になったのである。

しかも、落札の値段が除にも反映されていたと見られるため、払米値段が安く抑えられることは落札主、除主双方にとって、自らの負担を減らすことを意味していた。さらには入札商人以外の他の米屋にとっても、払下米の一部が配分されることの意味は大きく、その配分米は彼らの米入手の助けともなっていた。なお、払米と似たような構図は安政年間に諸国から市中へ米が到着した時にも見られる。それは、一部の米屋が値段を付けた浜米を市中取締掛乙名が購入し、その米を全ての米屋へと割り渡すというものであった。⁽⁷³⁾このことにより、当時、市中の米屋のうち自ら仕入れに向く者はわずかとなり、市中への廻着米（浜米）や払米の配分を待ち受ける米屋が目立つようになっていたのである。

このように、落札と除に見られる払米取引の構造は入札商人たちの払米への効率的かつ積極的な関わりを生み出していた。そればかりでなく、市中の米屋全体の構図、具体的には入札商人に代表される規模が大きな米屋による払米の入手と、そこから配分を受ける他の米屋という図式にも影響を与え、他の米屋が商売規模が大きい米屋を頼るといふ傾向も助長していたのである。

おわりに

以上、近世後期、長崎市中で実施された払米の構造と機能について、その担い手であった入札商人に注目して考察した。

長崎市中での米需要は払米と主に浜米によって満たされており、払米（幕府年貢米）は需要の約四分の一強を占め、その一番の機能は米価調整にあった。これは市中の小売米相場が払米相場と浜米相場の平均値をとって計算され、多くの場合には払米が浜米よりも低く設定されていたことによる。その払米、浜米の相場設定に関わっていたのは入札商人を中心とする、商売規模が大きい、資本を有した一部の米屋であり、特に入札商人の動向は市中の米穀流通に影響していた。

文政期には三〇名余りであった入札商人が安政年間においては三、四人となり、入札商人たちの都合を優先させた払米が展開していくことになる。すなわち、競争入札による落札価格の高騰を避けるために商人間での申し合わせが行われ、低い値段で取引される、寡占状態となっていた。それは幕府が本来意図していた市中の米価調整政策がある意味では補完していたが、安政年間においては長崎奉行による申渡しに見るように、米価安定という政策の観点からは決定的とまではいわないまでも、長崎奉行と入札商人との思惑が対立する様相を呈していたのは事実である。ここに米価調節という払米本来の役割とは別に、次第に入札商人たちの利潤という別の論理が強く働くようになり、当初の目的から離れた行き過ぎた事態が進行していた。

このような入札の背景にあったのが払米において実施された落札と、それに伴った除取引であった。除とは落札米の一部を別の人物（除主）が買い受けることであり、一件の落札に付き、複数の除が含まれる構造になっていた。その実態は落札米代銀を落札主本人と除主数名とで共同で負担するもので、そのことにより各自、分担された負担額で、落札米を確実に入手することができた。加えて落札値段を安値で入札することによって支払う代銀を軽減させることにもつながって

いた。その点において、落札、除取引は入札商人にとって非常に重要であったと同時に、有効に機能していたと考えられる。

払米の落札に伴って行われた除は、貿易都市の役割を果たしてきた長崎の特殊性を反映するものである。それは、従来輸入された商品の取引にて長崎奉行をはじめ一部の地役人を対象に実施されていた除と全面的に同じではないものの、取引の発想や形態が類似している。さらに貿易取引とは直接的には関係しない、市中の人々の日常生活に関係する商取引において同じく除という慣行が見られる点は注目に値する。長崎においては一七世紀前半から培われてきた貿易をめぐる取引のあり方が払米取引にも影響を与え、除という独特な取引を展開させることになったと考えられる。

最後に、落札と除は落札主と除主数名との間で完結する払米取引ではなく、その先に市中の他の米屋とも関わりが見られることも忘れてはならない。長崎市中の米屋は払米において一部の米屋が落札した後に、その米の分配を受けることになっていたのである。今後は入札商人から長崎市中米屋全体での米の分配のあり方などにも注目すべきであり、この点については課題としておきたい。

注

(1) 中村質「鎖国下の貿易―貿易都市論の視点から」(加藤榮一・山田忠雄編『鎖国』講座日本近世史二、有斐閣、一九八一年)。同『近世長崎貿易史の研究』吉川弘文館、一九八八年。松本四郎「都市と国家支配」(『大系日本国家史』三近世、東京大学出版会、一九七五年。松本四郎『日本近世都市論』東京大学出版会、一九八三年、再収)。中野等「幕府年貢米の長崎廻送をめぐる諸問題」(丸山雍成

『幕藩制下の政治と社会』文献出版、一九八三年)。荒野泰典「近世中期の長崎貿易体制と抜荷」(同『近世日本と東アジア』東京大学出版会、一九八八年)。若松正志「貿易都市長崎における酒造統制令の展開―長崎町触を活用して」(『京都産業大学論集』社会学系第一二号、一九九五年)。赤瀬浩「鎖国下の長崎と町人―自治の繁栄の虚実―」長崎新聞社、二〇〇〇年。同『株式会社』出島』講談社、二〇〇五年。

- (2) 小山幸伸『幕末維新期長崎の市場構造』御茶の水書房、二〇〇六年。同「近世長崎の米供給体制と社会慣行」〔『経済文化研究所紀要』第一号、二〇〇六年〕。
- (3) 鶴岡実枝子「享保改革期の米価政策から見た江戸の地位」〔『史料館研究紀要』第一〇号、一九七八年〕。前原由美子「享保改革期京都における払米と米価政策」〔『ヒストリア』第一一〇号、一九八七年〕。
- (4) 長崎へ廻漕された幕府年貢米は一八世紀半ばには、市中近くの新地、南瀬崎、北瀬崎の三ヶ所の米蔵に収納された。これら米蔵における入用米を総称したものが北瀬崎入用米であった。
- (5) 『日本財政経済史料』第四卷、財政経済学会、一九二一年、六〇一～二頁。
- (6) 「金井八郎翁備考録」第六・御米蔵（一九一―一―一六―三、一九一―三―四―一六、長崎歴史文化博物館所蔵）。
- (7) 「金井八郎翁備考録」第六・御米蔵。
- (8) 小山氏前掲論文。
- (9) 「金井八郎翁備考録」第六・御米蔵。
- (10) 「金井八郎翁備考録」第六・御米蔵。第八下・雑載。
- (11) 安永年間当時、肥前高来・彼杵郡より一〇〇〇石、天草郡より七〇〇〇石、豊後国日田・玖珠両郡から一四〇〇〇石、石見銀山領から四〇〇〇〇石が廻漕されていた〔金井八郎翁備考録〕第六・御米蔵〕。
- (12) 時期によって払い下げられる内訳（銘柄）も異なっ

おり、冬季には豊後米八〇〇石と決められていたが、夏季には次のように、廻漕地や廻漕量の変更によって時折変更が見られた（数値は一回の払い下げにおける石数であり、一回につき計一〇〇〇石という点は変化しない〔金井八郎翁備考録〕第六・御米蔵〕。

享和元年（二八〇一）以前…豊後米と石見米五〇〇石ずつ。

享和元年（二八〇一）文化三年（二八〇六）…豊後米五〇〇石、石見米三〇〇石、松浦米二〇〇石ずつ（石見米四〇〇石のうち一五〇〇石が享和元年に松浦米との振り替えとなったため）。

文化四年（二八〇七）…文政二年（二八一九）…豊後米八〇〇石ずつと松浦米二〇〇石ずつ（石見米二五〇〇石の廻漕が停止され、その分が豊後米に振り替えられたため）。

文政期以降…豊後米七〇〇石、筑前国怡土米一〇〇石、松浦米二〇〇石ずつ（怡土郡から年間六二〇石の廻漕が開始されたため）。

(13) 「御代官諸願諸伺済綴込」自文久三年至同四年公事方（三二六―四一、長崎歴史文化博物館所蔵）。

(14) 後述するように、安政年間の試算を見ると、（詳しい計算方法は不明であるが）当時の人口の一・三倍の量が計上されている。ただし、これは、人口をもとに算出されたかは分からないが、仮に一人一・三石、人口約三万人として計算すると、年間約三万九〇〇〇石が必要量とされ、払

下米年間八〇〇〇石は二〇・五%を占めることになる。

(15) 八朔銀は毎年八月朔日に地役人や唐蘭人などが長崎奉行に納めた銀のことであり、銀ではなく品物で納められる場合もあった。これをもとに開米のための蔵所も建設されている(長崎県史編集委員会編『長崎県史』対外交渉編、吉川弘文館、一九八六年、四一六頁)。

(16) 『長崎会所五冊物』(『長崎県史』史料編第四、吉川弘文館、一九六五年、九七頁)。

(17) 「天保十五年御払米根証文奥印帳」(藤一四一二五、長崎歴史文化博物館所蔵)。

(18) 「金井八郎翁備考録」第六・御米蔵。

(19) 「(仮題)長崎廻米ニ付意見書」(松本文庫三一、九州大学附属図書館付設記録資料館九州文化史資料部門所蔵)。

(20) 『長崎県史』対外交渉編、四四九頁。

(21) 「市中米屋売潰高分限調子方取扱手続之儀御内意相伺候書付」弘化二年(三一〇—一四一九、長崎歴史文化博物館所蔵)。この史料は弘化二年(一八四五)七月二九日に掛同心水野彦三郎からの達により、市中の米屋の売潰高などについて記し、彼を経由して市中取締方が目安方に提出した書付の控えである。市中取締方は長崎市中の各町に一人ずつ置かれ、町長的存在で各町の支配を行った町乙名(単に乙名ともいう)が務めた加役である。市中取締掛の職務の詳細は不明であるが、その一つとして本稿で取り上げているように市中の米価や米穀流通に関するものが

あった。

(22) 史料によると、「新米屋」が浜米の買い受ける際、その量が天保一三年以前に商売を始めた米屋と比べて半減、あるいは七割ほど少ないことが記されており、それ以前から商売を行っている米屋が優遇されていた様子が分かる(「市中米屋売潰高分限調子方取扱手続之儀御内意相伺候書付」弘化二年)。

(23) 「(仮題)長崎廻米ニ付意見書」。

(24) 日行使は組頭とともに各町乙名の下にその補助として一人ずつ置かれた役職であり、町政に携わった。

(25) 「(仮題)長崎廻米ニ付意見書」。

(26) 「(仮題)長崎廻米ニ付意見書」。

(27) 「市中米屋売潰高分限調子方取扱手続之儀御内意相伺候書付」弘化二年。

(28) 「(仮題)長崎廻米ニ付意見書」。

(29) 「金井八郎翁備考録」第六・御米蔵。

(30) 原本では「迄」の部分は半分虫食いとなっており、判然としない。また、写本によると「迄」となっているが、史料の内容は払米が三、四人が順番に落札し、入札に手間がかからないようになったという意味であると捉えるのが妥当であると見られ、「無之」の誤記であったと考えられる。

(31) 「(仮題)長崎廻米ニ付意見書」。

(32) 「金井八郎翁備考録」第六・御米蔵。

- (33) 「御代官諸願諸伺済綴込」 自文久三年至同四年公事方。
- (34) 「長崎県史」 対外交渉編、四四九頁。
- (35) 「金井八郎翁備考録」 第六・御米蔵。
- (36) 「御用留」(森永種夫編『長崎代官記録集』中巻、犯科帳刊行会、一九六八年、三四九頁。)
- (37) 中村質『近世長崎貿易史の研究』吉川弘文館、一九八八年、二〇八頁。
- (38) 本来、浜米は産地別に値組が行われていたと見られるが、ここに示したのは試算であるため、産地に関係なく一括して計算されたものと見られる。
- (39) なお一石は一〇斗であるが、精米によって一割減のことを考慮して九斗で計算されている。
- (40) 岩橋勝「近世中後期肥後米価格変動の地域比較―肥後・堂島市場を中心として―」(大阪歴史学会編『近世社会の成立と崩壊』吉川弘文館、一九七六年)。岩橋氏によると、当時の長崎相場は熊本相場よりも六%ほど低水準で推移しており、この背景には幕府による廻米という、政治的要因が指摘されている。
- (41) 越中哲也監修『長崎代官手代控―金井八郎備考録』第一巻、長崎文献社、一九八〇年、一九〇〜九九頁。
- (42) 「金井八郎翁備考録」第六・御米蔵。
- (43) 久世丹後守広民は安永〜天明期の長崎奉行であったが、天保七年当時の長崎奉行は久世伊勢守広正であり、その誤りと見られる。
- (44) 「金井八郎翁備考録」第六・御米蔵。
- (45) 「金井八郎翁備考録」第六・御米蔵。
- (46) 「天保十五年御払米根証文與印帳」。
- (47) 「増補長崎略史」(長崎市役所編『長崎叢書』下巻) 三三〇〜三一頁。
- (48) 小山前掲論文。
- (49) 「(仮題) 長崎廻米ニ付意見書」。「金井八郎翁備考録」第六・御米蔵。
- (50) 「金井八郎翁備考録」第六・御米蔵。
- (51) 長崎市中七ヶ町の乙名のうち、船手町(三〇町)、陸手町(四七町)から四名ずつ計八名が月役乙名を務め、町年寄や相互間の連絡を行っていた(小島小五郎「長崎町乙名の加役」『社会科学論叢』第一六号、一九六七年)。
- 『長崎県史』対外交渉編、四二七頁。
- (52) 「戊十一月御払米入札之覚」(藤一七〜四六、長崎歴史文化博物館蔵)。乙名頭取は天明四年に乙名の中から選ばれた(『長崎県史』対外交渉編、四二七頁)。
- (53) 「金井八郎翁備考録」第六・御米蔵。
- (54) 従来一〇、一一、一二月の定式払いでは豊後米八〇〇石が払い下げられることになっている。ここで筑後米が含まれているのは、豊後からの廻米で買替納が実施されていたためであった。
- (55) 一ノ銀は一石の代銀の一分に相当する分であり、幕府年貢米の払い下げにおいてのみ見られる。一ノ銀の経緯な

どその詳細は不明であるが、長崎における他の入札の事例について述べると、貿易品の入札では「三銀」と称して入札価格の三分に相当する銀を冥加として長崎会所へ提出していた（『外国商法沿革史』下『増補長崎略史』下巻、一九二五年、四八九頁）。名称やその中身を考えると、幕府年貢米の入札の際に落札主が併せて支払った一石代銀の一分に相当する一ノ銀も同じく冥加であり、最終的に幕府へと上納されていたと見られる。

(56) 箇所数とは延宝四年（一六七六）五月一日より、表口四間、入一五間を一箇所にする定められている（『自寛永十年五月至宝永五年十二月日記』〈森永種夫・越中哲也校訂『寛宝日記と犯科帳』長崎文献社、一九七七年、一九三頁）。また、長崎では貿易による利益のうち、幕府上納分を除いた約七万両が毎年市中へと地下配分金として分配される時の基準の一つとされていた（『長崎市史』地誌編名勝旧跡部、清文堂、一九八一年（復刻版）二〇頁）。

(57) 長崎代官が落札主から受け取った米代銀は長崎会所へと引き渡され、最終的にその代銀は払米以外に使用された幕府年貢米の代銀と併せて大坂御金蔵へと納められていた。

(58) 「〔仮題〕長崎廻米二付意見書」。

(59) 『長崎県史』対外交渉編、四〇三頁。

(60) 太田勝也『鎖国時代長崎貿易史の研究』思文閣出版、一九九二年、五九九頁。

(61) 桶屋町は中島川右岸に位置し、町並がほぼ南北に広がり、東側は古町、西側は今紺屋町、南側は本紙屋町、北側は勝山町に接する。坪数、箇所数、竈数、戸数、人口においてそれぞれ多い方から二〇番目以内であり、市中の全八〇町の平均を上回る規模の町であった。文化五年（一八〇八）の記録をみると、町の縦一四四間余、幅平均三間余りで四一七二坪余り、箇所数五八、竈数一七四、戸数二〇五、人口四八一人であった（『長崎県の地名』平凡社、二〇〇一年、一五二頁）。また町人は一八世紀半ばには八五〇人前後、一九世紀には五〇〇人弱、嘉永年間には三五〇人前後と推移し、文化年間の町人構成は箇所持ちと借家人が一对五の比率であったという（赤瀬前掲書『鎖国下の長崎と町人』八八頁）。

(62) 「安政四年巳十月 鉄砲方伝習及筒炮献上書」（藤一三―一五七、長崎歴史文化博物館所蔵）。長崎歴史文化博物館の藤文庫所蔵、寛保年間から嘉永年間までの桶屋町の「宗旨人別帳」によると、茶屋吉左衛門が寛保二年（一七四一）に桶屋町へと移っているが、彼が初代吉蔵に当たるかどうかは今のところ不明である。

(63) 茶屋巳之助の父、甚四郎は天保末年から弘化三年（一八四六）に亡くなるまで払米入札には参加していなかったようであり、以下、甚四郎として出てくるのは特に断りがない限りは改名後の巳之助のことである。

(64) 「安政四年巳十月 鉄砲方伝習及筒炮献上書」。

(65) 吉蔵の息子、甚四郎の代には、両替商としての活動も活発に行い、天保一三年（一八四二）には西浜町吉兵衛からの口入れにより、平戸蔵屋敷内吉川伝兵衛、同所用達吉川後蔵へ銀二貫目を貸し出した記録が残されている。また、巳之助についても嘉永六年（一八五三）の訴状から、西中町太田屋儀三郎と柳川問屋肥前屋儀平からの相談により柳川表産物酒造方の古賀右平に金三〇〇両を前貸しするなど両替業における具体的な活動の様子も分かる（「天保十三年貸渡銀返済滞出入一件」（藤一四一六四〇、長崎歴史文化博物館所蔵））。

(66) 佐伯藩銅山の件に伴い、吉左衛門は翌三月まで同藩への旅行願を桶屋町乙名へ提出している（「覚 戊十一月」（藤一三一一九、長崎歴史文化博物館所蔵））。

(67) 「差上申証文之事」、「差上申家質根証文之事」（藤一四一五〇四、長崎歴史文化博物館所蔵）。

(68) 武野要子（史料）「自分根証文一件書留」（福岡大学総合研究所報）第一三五号、一九九一年）。

(69) 『増補長崎略史』三二一～三三頁。

(70) 「天保十五年御払米根証文奥印帳」。

(71) 除米の代銀支払いについては、落札主ではなく町乙名へと支払っていたことが家質根証文から明らかである。この点については、稿を改めたい。

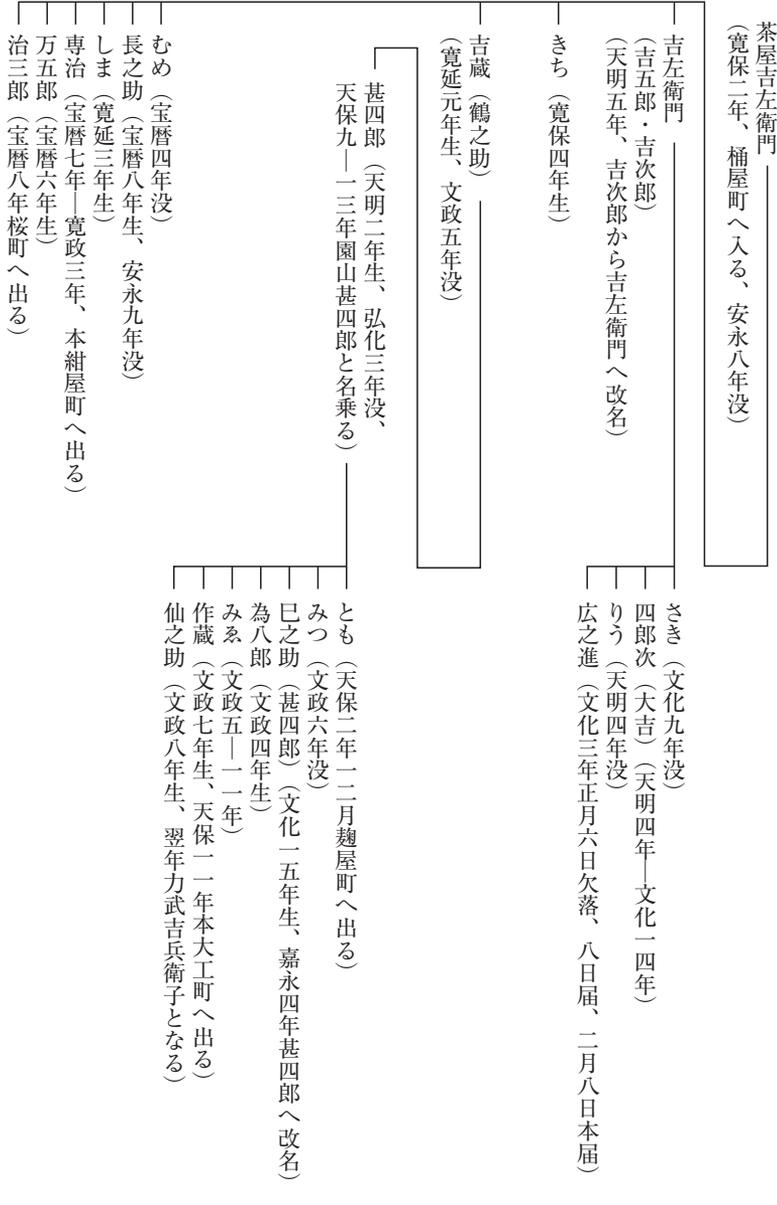
(72) 「差上申証文之事」（藤一四一五三九、長崎歴史文化博物館所蔵）には文化一二年五月に筑前米一九〇〇石が払い

下げられ、そのうち半分の九五〇石を桶屋町茶屋吉蔵が落札しているので、彼の他にも落札者がいたと見られる。また、「天保十五年御払米根証文奥印帳」では安政四年（一八五七）一月初旬に桶屋町茶屋甚四郎と中紺屋町上野昌次郎、同月下旬に桶屋町松本政之助と銀屋町高田忠八郎の合札による落札の事例を二件確認できる。

(73) 「(仮題) 長崎廻米二付意見書」。

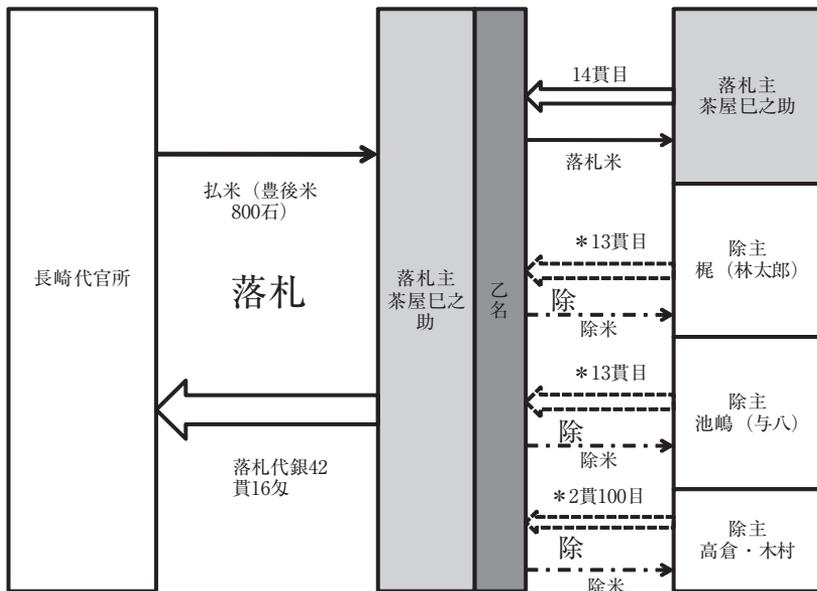
（お茶の水女子大学大学院博士後期課程）

【第 I 図】 茶屋家系図



「桶屋町宗旨人別帳」(藤二一／一一／一—一〇七、
長崎歴史文化博物館所蔵)をもとに作成。

【第Ⅱ図】安政元年（1854）12月の払米における落札と除



「天保十五年御払米根証文奥印帳」(藤14—25、長崎歴史文化博物館所蔵) をもとに作成。

【第1表】「天保十五年御払米根証文奥印帳」における落札値段（1石当たり）

和暦	西暦	月	払下米	払下石数	落札値段（1石に付き、含一ノ銀）	落札主（桶屋町）	備考
天保15	1844	6	豊後	800	62匁6分2厘	巳之助	臨時御払
		10	豊後	430	56匁5分6厘	巳之助	
弘化2	1845	3	豊後	300	57匁5分7厘	巳之助	
			筑後	1000	56匁5厘5毛		
		5	豊後	700	57匁5分6厘	巳之助	
			筑後	360	54匁5分4厘		
弘化3	1846	4	豊後	10	69匁1分8厘5毛	巳之助	
			筑後	1100	68匁1分7厘5毛		
		10	豊後	800	57匁5分7厘	巳之助	
弘化4	1847	8	豊後	700	57匁5分7厘	茶屋巳之助	
			松浦	200	58匁5分4厘		
			怡土	100			
		12	筑前	500	47匁*	茶屋巳之助	
嘉永1	1848	6	筑後	349	56匁5分*	茶屋巳之助	御囲米
		11	豊後	800	68匁1分7厘5毛	茶屋巳之助	
嘉永2	1849	10	豊後	800	63匁6分3厘	茶屋巳之助	
		12	天草	700	68匁1分7厘5毛	松本政之助	臨時御払
嘉永3	1850	4	天草	317	62匁6分2厘	茶屋巳之助	
			筑後	682	60匁6分		
		10	豊後	100	70匁7分	茶屋巳之助	
			筑後	700	72匁7分2厘		
嘉永4	1851	2	天草	700	60匁6分	松本政之助	臨時御払
			肥後	300	62匁6分2厘		
		7	筑後	700	62匁6分2厘	茶屋巳之助	
		11	豊後	400	52匁5分2厘	茶屋甚四郎	
			筑後	400	50匁5分		
		12	豊後	400	53匁5分2厘	松本政之助	
筑後	400		50匁5分				
嘉永5	1852	4	筑後	800	53匁5分3厘	茶屋甚四郎	
		11	肥前	1532	60匁5分*	茶屋甚四郎	御備米

嘉永 6	1853	2	天草	400	52 匁 5 分 2 厘	茶屋甚四郎	
			豊後	300	52 匁 5 分 2 厘		
		8	豊後	700	52 匁 1 厘 4 毛	茶屋甚四郎	
			松浦 怡土	200 100	53 匁 2 厘 5 毛		
		12	豊後	800	51 匁 5 分 1 厘	茶屋甚四郎	
嘉永 7	1854	5	筑後	700	50 匁 5 分	茶屋甚四郎	
			豊後	700	55 匁 5 分 5 厘		
		松浦 怡土	200 100	56 匁 5 分 6 厘			
安政 1		12	豊後	800	52 匁 5 分 2 厘	茶屋甚四郎	
安政 2	1855	5	筑後	1000	50 匁 5 分	茶屋甚四郎	
			豊後	700	51 匁 5 分 1 厘		
		松浦 怡土	200 100	53 匁 5 分 3 厘			
		12	豊後	800	50 匁 5 分	茶屋甚四郎	
安政 3	1856	6	筑後	1200	53 匁 5 分 3 厘	茶屋甚四郎	
			豊後	700	54 匁 4 分 5 厘		
		松浦 怡土	200 100	55 匁 5 分 5 厘			
		12	豊後	800	51 匁 5 分 1 厘	茶屋甚四郎	
安政 4	1857	5	筑後	369	51 匁 5 分 1 厘	茶屋甚四郎	
			肥前	431	51 匁 5 分 1 厘		
		7	豊後	700	51 匁 5 分 1 厘	茶屋甚四郎	
			松浦 怡土	200 100	53 匁 5 分 3 厘		
		10	豊後	700	93 匁 5 分	茶屋甚四郎	
		11	豊後	800	75 匁 7 分 5 厘	茶屋甚四郎・上野（中紺屋町）合札	
		11	豊後	800	72 匁 7 分 2 厘	松本政之助・高田忠八郎 松本・高田（銀屋町）合札	
安政 5	1858	8	天草	700	80 匁 8 分	松本政之助	

「御払米根証文奥印帳 天保十五甲辰年改」（藤 14-15、長崎歴史文化博物館所蔵）より作成。

*は一ノ銀を含まず

【第Ⅱ表】「天保十五年御払米根証文奥印帳」にみる落札主と除主

町	落札主	除主	回数（計）	備考
西浜町	長蔵	巳之助	1	
桶屋町	巳之助	政之助	2	
	松本政之助	茶屋巳之助	1	
銅座跡	新左衛門	政之助	1	天保15年5月、茶屋も除主となる。
	新左衛門	巳之助	2	天保15年5月、(松本)政之助も除主となる。
	江上新左衛門	茶屋巳之助	4	
西中町	五兵衛	巳之助	2	
	与平	巳之助	1	
	米屋林太郎	茶屋巳之助	1	(13)
	梶林太郎	茶屋巳之助	8	
	梶林太郎	茶屋甚四郎	4	
	与八	巳之助	4	(21)
	池嶋与八	茶屋巳之助	6	
	池嶋屋与八	茶屋巳之助	3	
	池嶋屋与八郎	茶屋甚四郎	8	
			48	

「天保十五年御払米根証文奥印帳」記載86件中、落札主、除主双方が判明する48件について記した。

「天保十五年御払米根証文奥印帳」（藤14-15、長崎歴史文化博物館所蔵）より作成。

【第Ⅲ表】「天保十五年御払米根証文奥印帳」にみる年次別の落札主数と茶屋巳之助による除石数の割合

和暦	西暦	月	落札主(居町及び名前)	落札主数(人)／ 払米回数(回)	茶屋巳之助による 除石数割合平均(%)
天保15	1844	5	銅座跡 新左衛門	5 / 7	17.8
		6	桶屋町 巳之助		
		7	西中町 五兵衛		
		8	西中町 与八		
		8	西浜町 長蔵		
		10	桶屋町 巳之助		
		11	西中町 与八		
弘化2	1845	3	桶屋町 巳之助	3 / 5	17.7
		5	桶屋町 巳之助		
		8	西中町 与八		
		10	西中町 与八		
		12	西中町 五兵衛		
弘化3	1846	4	桶屋町 巳之助	4 / 5	16.9
		閏5	西中町 与平		
		7	銅座跡 新左衛門		
		10	桶屋町 巳之助		
		11	西中町 米屋林太郎		
弘化4	1847	4	銅座跡 江上新左衛門	4 / 6	16.7
		7	西中町 梶林太郎		
		8	桶屋町 茶屋巳之助		
		11	銅座跡 江上新左衛門		
		12	西中町 池嶋与八		
		12	桶屋町 茶屋巳之助		
		12	桶屋町 茶屋巳之助		
弘化5 嘉永1	1848	3	西中町 池嶋与八	3 / 6	16.8
		5	西中町 梶林太郎		
		6	桶屋町 茶屋巳之助		
		8	西中町 梶林太郎		
		11	桶屋町 茶屋巳之助		
		12	西中町 梶林太郎		

嘉永 2	1849	閏4	西中町	池嶋与八	3 / 6	17.9
		6	西中町	池嶋屋与八		
		8	西中町	梶林太郎		
		10	桶屋町	茶屋巳之助		
		11	西中町	梶林太郎		
		12	桶屋町	松本政之助		
嘉永 3	1850	4	桶屋町	茶屋巳之助	3 / 6	17.7
		7	西中町	池嶋屋与八		
		9	銅座跡	江上新左衛門		
		10	西中町	池嶋与八		
		10	桶屋町	茶屋巳之助		
		12	西中町	池嶋屋与八		
嘉永 4	1851	2	桶屋町	松本政之助	4 / 7 (8)	21.3
		5	?	?		
		7	桶屋町	茶屋巳之助		
		7	西中町	池嶋与八		
		9	銅座跡	江上新左衛門		
		10	西中町	池嶋与八		
		11	桶屋町	茶屋甚四郎		
		12	桶屋町	松本政之助		
嘉永 5	1852	1	?	?	2 / 4 (5)	24.5
		4	桶屋町	茶屋甚四郎		
		6	西中町	梶林太郎		
		8	西中町	梶林太郎		
		11	桶屋町	茶屋甚四郎		
嘉永 6	1853	2	桶屋町	茶屋甚四郎	2 / 5	26.4
		5	西中町	池嶋屋与八郎		
		8	桶屋町	茶屋甚四郎		
		11	西中町	池嶋屋与八郎		
		12	桶屋町	茶屋甚四郎		
嘉永 7	1854	3	西中町	池嶋屋与八郎	2 / 5	29.4
		5	桶屋町	茶屋甚四郎		
		7	桶屋町	茶屋甚四郎		
		10	西中町	池嶋屋与八郎		
安政 1		12	桶屋町	茶屋甚四郎		

安政 2	1855	3	西中町	梶林太郎	2 / 6	34.3
		5	桶屋町	茶屋甚四郎		
		7	西中町	梶林太郎		
		7	桶屋町	茶屋甚四郎		
		11	西中町	梶林太郎		
		12	桶屋町	茶屋甚四郎		
安政 3	1856	5	西中町	池嶋屋与八郎	3 / 6	32.5
		6	桶屋町	茶屋甚四郎		
		7	西中町	池嶋屋与八郎		
		8	桶屋町	茶屋甚四郎		
		10	西中町	梶林太郎		
		12	桶屋町	茶屋甚四郎		
安政 4	1857	5	西中町	池嶋屋与八郎	2 / 5(11月を除く)	35
		5	桶屋町	茶屋甚四郎		
		6	西中町	池嶋屋与八郎		
		7	桶屋町	茶屋甚四郎		
		10	桶屋町	茶屋甚四郎		
		11	桶屋町	茶屋甚四郎		
			中紺屋町	上野昌次郎		
		11	桶屋町	松本政之助		
			銀屋町	高田忠八郎		
安政 5年	1858	8	桶屋町	松本政之助	1 / 1	0

「御払米根証文奥印帳 天保十五甲辰年改」(藤 14-15、長崎歴史文化博物館所蔵)より作成。
? は不明。

塗りつぶしは茶屋巳之助による除が行われた払米。